

令和 8 年 4 月 2 3 日
中 部 地 方 整 備 局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：①株式会社 名村造船所 大阪府大阪市西区立売堀 2 丁目 1 番 9 号
及び住所 ②日本鉄塔工業 株式会社 東京都江東区新砂一丁目 6 番 2 7 号
- 指名停止措置期間：令和 8 年 4 月 2 3 日から令和 8 年 7 月 3 日まで（6 週間＋1 ヲ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：
本件は、名村・日塔特定建設工事共同企業体（代表者：（株）名村造船所、構成員：日本鉄塔工業（株））が受注した「令和 3 年度 1 号清水立体尾羽第 2 高架橋鋼上部工事」において、令和 5 年 7 月 6 日、工事中の橋桁が地上の国道 1 号線へ落下し、作業員及び交通誘導員 8 名が死傷（うち死亡 2 名）した、工事関係者事故である。
- 指名停止措置理由：
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 1 第 7 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、6 週間＋1 ヲ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第 1>

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヲ月以内

配 布 先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138